

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和3年8月8日 10時00分ごろ
発生場所	広島県尾道市百島北西方沖 海老港西防波堤灯台から真方位195° 1,150m付近 (概位 北緯34° 23.0′ 東経133° 15.5′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、漂泊中、転覆した。
事故調査の経過	令和3年8月30日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ3m未満）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮期
事故の経過	<p>本船は、操縦者及び同乗者1人が乗り、釣り場で漂泊中、操縦者が船首方の仕切板に、同乗者が船尾方の仕切板に移動して同板の上に、それぞれ腰を掛けた状態で釣りを始めた。</p> <p>本船は、操縦者の釣り針が右舷船首部に引っ掛かり、釣り針を外そうと腰を掛けた状態で船首中央部から右舷船首側に体を移動した際、船体が右舷船首側に傾斜し、乾舷を越えて海水が流入して転覆し、操縦者及び同乗者が海中に投げ出された。</p> <p>操縦者は、転覆場所付近から南東方約50mの百島の海岸に泳ぎ着いた。</p> <p>同乗者は、転覆場所付近に漂流していたところ、近くでスタンドアップパドルボード（SUP）を漕いでいた乗船者に救助された。</p> <p>本船は、両舷にゴム製の空気入れ用着脱式サイドフロート（以下「本件フロート」という。）が装着されていたものの、本事故当時、操縦者が、本件フロートに空気を充填しようとし空気入れの充填口を探したものの見当たらず、本件フロートに空気を充填できなかったため本件フロートを装着することを止め、本件フロートを装着しないまま発航した。</p> <p>操縦者は、本船が漂泊中、釣り針を外そうと腰を掛けた状態で船首中央部から右舷船首側に体を移動した際、不安定な状態となって船体が右舷船首側に傾斜したと同時に海水が乾舷を越えて流入し、船体が更に右舷側に傾いて転覆したので、本件フロートを装着して発航すれ</p>

	<p>ばよかったと、本事故後に思った。</p> <p>操縦者及び同乗者は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>操縦者は、ビニール袋に携帯電話を入れて所持していた。</p> <p>本船は、乾舷の小さい和船型ミニボートであり、転覆後、転覆場所付近に沈没した。</p>
分析	<p>本船は、乾舷の小さい和船型ミニボートであり、本件フロートが装着されていない状況下、漂泊中、船首中央部にいた操縦者が右舷船首側に移動した際、重心が右舷船首側に偏ったことから、船体が右舷船首側に傾斜し、乾舷を越えて海水が流入し、転覆したものと考えられる。</p> <p>本船は、本事故発生前、操縦者が、本件フロートを装着しなかったことから、漂泊中、船首中央部にいた操縦者が右舷船首側に移動した際、重心が右舷船首側に偏ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、乾舷の小さい和船型ミニボートであり、本件フロートが装着されていない状況下、漂泊中、船首中央部にいた操縦者が右舷船首側に移動した際、重心が右舷船首側に偏ったため、船体が右舷船首側に傾斜し、乾舷を越えて海水が流入し、転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボートの操縦者は、使用方法を事前に調べてサイドフロートを有効に利用すること。 ・ミニボートは、船体の幅が狭く傾きやすく、乾舷が小さいので、片舷に重量が寄らないよう乗船者は十分注意すること。 ・乗船者は、救命胴衣等を着用すること。